

山口県報

平成18年
6月16日
(金曜日)

目次

告示

土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(農村整備課)
光中央土地区画整理組合の定款の変更認可(都市計画課).....二

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....二

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課).....三

公告

国土調査の成果の認証(地域政策課).....四

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....四

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....四

土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課).....五

国営農地再編整備事業(豊北地区神田口換地区)の換地処分(農村整備課).....五

国営農地再編整備事業(大島第二地区)変更計画書の縦覧(農村整備課).....五

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....六

選管告示

政治団体の名称等.....六

政治団体の異動事項.....六

解散等に係る政治団体の名称等.....七

資金管理団体の異動事項.....七

政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....八



山口県告示第三百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年六月十六日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

認可年月日

玖珂郡周東町川越土地改良区

平成一八、六、七

山口県告示第三百三十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、津波・高潮危機管理対策緊急事業西浦地区樋門改修工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年六月十六日

山口県知事 二井 関成

一 津波・高潮危機管理対策緊急事業西浦地区樋門改修工事

(一) 工事場所 防府市大字西浦字沖本土手附地内

(二) 工事の概要

工	種	数	量
樋門工			一式
既設樋門閉そく工			一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で

構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。)(を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十八年六月十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の土木一式工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県山口農林事務所 山口市神田町六番一〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年六月二十六日から同月三十日までの午前九時から午後四時三十分まで

経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

(五) 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年七月六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県山口農林事務所(電話〇八三一九二一一五二九一)にすること。

山口県告示第三百三十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)(第三十九条第一項の規定に基づき、光中央土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年六月十六日

山口県知事 二井 関成

一 土地区画整理組合の名称

光中央土地区画整理組合

二 事務所の所在地

光市中央六丁目三一番一〇号

三 設立認可の年月日

平成十六年十二月十日

四 変更認可の年月日

平成十八年六月十六日

山口県告示第三百三十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)(第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十八年六月十六日

山口県知事 二井 関成

一 区域の名称

松小田南町(3)地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
	(町 名)			

下関市	長府松小田南町	松小田	四王司	三七三の二八地先	一
"	"	"	"	四七五	二
"	"	"	"	四七五	三
"	"	"	"	四七五	四
"	"	"	"	六六一	五
"	"	"	"	四六八の一	六
"	"	"	"	三八七の四八地先	七
"	"	"	"	三八五	八
"	"	"	"	三七五の五	九

一 区域の名称
大畑(2)地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

市名	長門市	大字名	大畑	字名	西大畑	地番	五二〇	標柱番号	一号
"	"	"	"	"	東大畑	六二八	六二七	三号	二号
"	"	"	"	"	東大畑	六二七	六二五	四号	三号
"	"	"	"	"	東大畑	六二五	五八七の一	五号	二号
"	"	"	"	"	東大畑	五六六		六号	七号

山口県告示第三百三十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、山口県立小野田工業高等学校本館新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」とい

う。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年六月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 山口県立小野田工業高等学校本館新築工事
- (一) 工事場所 山陽小野田市中央二丁目地内
- (二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造	地上五階建	構 造	延 べ 面 積	四、七五一平方メートル
-----------	-------	-----	---------	-------------

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二)の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成十八年六月十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(一)の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。
 - 2 (二)に掲げる要件に該当する者でないこと。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
 - (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所
山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間
平成十八年七月三日から同月四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成十八年七月十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三八三〇)にすること。



(三三三) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十八年六月十六日

一 国土調査を行った者の名称等

山口県知事 二井 関 成

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
--------------	------------	-------	------------

山口市	平成十六年四月三十日から平成十七年十月十二日まで	山口市地籍簿	大字仁保中郷の一部
柳井市	平成十六年五月十二日から平成十八年二月六日まで	柳井市地籍簿	平郡の一部

二 認証年月日
平成十八年六月十六日

(三三三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年八月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課、山口県萩県民局及び長門土木建築事務所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年六月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日
平成十八年六月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 長門市手をつなぐ親の会

代表者の氏名 福田 修三

主たる事務所の所在地 長門市西深川三三五番地一

三 定款に記載された目的

長門地域の障害を持つ人に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等を行い、地域の障害者福祉に寄与すること。

(三三四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年六月十六日から同年十月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年六月十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ダイキ宇部店
 所在地 宇部市明神町二丁目二の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 上原 治也
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項	変更前	変更後
	ダイック宇部店		ダイキ宇部店

- 四 届出年月日
 平成十八年六月六日
 変更年月日
 平成十八年四月二十日

(三二五) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年六月十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の内容
 市町名 施行地区 事業の種類
 下関市 内日地区 かんがい排水
- 二 縦覧の期間
 平成十八年六月十九日から同年七月十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

- (三二六) 国営農地再編整備事業（豊北地区神田口換地区）の換地処分
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
 国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区神田口換地区の換地処分を次のとおり行
 いました。

平成十八年六月十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 換地処分の年月日
 平成十八年六月五日
- 二 換地処分の内容
 国営農地再編整備事業（豊北地区神田口換地区）換地計画書に記載された換地計画
 のとおり

(三二七) 県営大島地区広域営農団地農道整備事業（大島第二地区）変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、
 県営大島地区広域営農団地農道整備事業（大島第二地区）の事業計画を変更したので、
 同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供
 します。

平成十八年六月十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類
 県営大島地区広域営農団地農道整備事業（大島第二地区）変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 平成十八年六月十九日から同年七月十日まで
- 三 縦覧の場所
 山口県農林水産部農村整備課

(三二八) 開発行為に関する工事の完了
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
 関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年六月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 下松市瑞穂町一丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 下松市望町三丁目一三番五号
 清水慶次郎



山口県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出が
 あつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年六月十六日

山口県選挙管理委員会 長 豊田 勉 同

政治団体の 名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備 考 （ 届 出 日 ）
石川よう子後援 会	石川 元之	石川 公晴	岩国市錦町広瀬7877の 13		平成18、 5、24
小河啓祐先生を 支える会	岩本 肇	薄野 幸郎	萩市大字佐々並2501の 3		" " 16
為近良三後援会	金沢 巖	財満眞智子	宇部市大字中野開作 240の2		" " 4、25
藤重建治後援会	藤重 建治	藤重千津子	岩国市周東町相生2925		" " 5、8
藤田ひろし後援 会	神崎 玲子	藤田 裕子	" 玖珂町5214		" " 30

山口県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出が
 あつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十八年六月十六日

山口県選挙管理委員会 長 豊田 勉 同

政 治 団 体 の 名 称	異 動 事 項	異 動 内 容		備 考 （ 届 出 日 ）
		新	旧	
自由民主党玖珂支部	事 務 所	岩国市玖珂町 1551の2	玖珂郡玖珂町 1551の2	平成18、 5、15
自由民主党徳地支部	"	山口市徳地堀 3554	佐波郡徳地町 大字堀3554	" "
自由民主党美和支部	"	岩国市美和町 茨前631	玖珂郡美和町 大字茨前631	" "
自由民主党山口県長門市第一支部	"	長門市東深川 2542の3	長門市日置上 5882の4	" " 1
民主党山口県第1区総支部	代 表 者 会 計 責 任 者	平岡 秀夫 西嶋 裕作	北角 嘉幸 北角 祐香	" " 24
民主党山口県第4区総支部	代 表 者	平岡 秀夫	加藤 隆	" "
阿部秀樹後援会	" 事 務 所	桜井 博志 岩国市周東町 上久原2439の 5	友重 浩二 玖珂郡周東町 大字上久原 2439の5	" " 1
大西倉雄後援会	"	長門市東深川 2542の3	長門市日置上 5882の4	" "
活力ある県中央核都市を創る会	"	山口市小郡下 郷2112	吉敷郡小郡町 大字下郷2112	" " 30
河村秀夫後援会	"	" " " " 1235の10	" " " " 1235 の10	" " 11
啓友会	"	萩市大字下小 川991	阿武郡田万川 町大字下小川 991	" " 22
高村正彦後援会	"	周南市毛利町 1丁目3	徳山市毛利町 1丁目3	" " 10

重岡邦昭後援会	代 表 者	重岡 邦昭	中元 力生	"	"	2
	事 務 所	岩国市由宇町港2丁目6番14号	玖珂郡由宇町番14号			
杉山憲生後援会	"	" 上久原2338の4	" 大字上久原2338の4	"	"	1
	すやま具史後援会	"	防府市天神町1丁目1番25号			
T K C林芳正政経研究会	"	下関市川中豊町5丁目1番8号	下関市豊船町2丁目3番25号	"	"	21
	代 表 者	山縣 行成	西崎 静人			
平岡邦夫後援会	代 表 者	平岡 淳	河本 忠	"	5、16	
	会 計 責 任 者	平岡 淳	河本 忠			
福田良彦後援会由宇支部	事 務 所	岩国市周東町大字相生3570の2	玖珂郡周東町大字相生3570の2	"	"	19
	"	" 由宇町中央2丁目20番2号	" 由宇町中央2丁目20番2号			
防府を愛し、防府を発展させる会	"	防府市大字台道3533の8	防府市大字台道1282の3	"	"	11
	右田芳雄後援会	"	山口市小郡下郷2112			
吉田和幸後援会 (新和会)	代 表 者	里村 閃児	阿部 勝	"	"	8
	事 務 所	下関市豊浦町大字川棚6066の1	豊浦郡豊浦町大字川棚6066の1			
若崎啓一後援会	"	山口市阿知須531の2	吉敷郡阿知須町531の2	"	"	9

山口県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による開計があつた解散等に係る政治団体の名称並びに次のとおりである。

平成十八年六月十六日

山口県選挙管理委員会 栗田 勉 而

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
---------	--------	----------	------------	-------

伊藤浄治後援会	磯部 慶記	古田 賢三	下関市菊川町大字吉賀2212	平成17、12、31
上野一成後援会	蔵谷 光則	上野以志夫	山口市阿知須3495の5	平成18、5、1
宇田川幸作後援会	大田 吉正	今地 忠嗣	萩市川上5474	" 4、30
小郡の発展を望む住民の会	佐々木美都喜	原田 一一	山口市小郡下郷1235の10	" 3、31
楳本たけお後援会	楳本 孟生	岡部 忠夫	" 仁保下郷543の4	" 5、15
木原要治後援会	倉増 幹男	田坂 保男	美祿郡美東町大字大田285	平成17、3、31
西村昇後援会	田中 政人	西村 栄子	下松市大字未武下638の47	平成18、5、30
右田良子後援会	田村 光明	伊東 知	山口市小郡下郷2183	" 1
道下武憲後援会	久保田泰司	道下 謙	萩市大字西田町5	" 23
森田直俊後援会	原田 和男	吉村 仁志	下関市豊田町大字中村574	平成17、12、31
安光軍次後援会	安光 軍次	久保 清一	山口市秋穂東4169	平成18、5、15
山中宏文後援会	藏重 秀雄	山中 宏文	" 徳地小古祖1011	" 3、31

山口県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第三項の規定による開計があつた資金管理団体の名称並びに次のとおりである。

平成十八年六月十六日

山口県選挙管理委員会 栗田 勉 而

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容		備 考 出 日
				新	旧	
陶山 具史	防府市長	すやま具史後援会	事務所	防府市東松崎町4番29号	防府市天神町1丁目1番25号	平成18、2、28

山口県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年六月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		代表者の氏名	備考 (資金管理団体でなく なつた旨の届出年月日)
		名称	主たる事務所の所在地		
梶本 孟生	山口市議会議員	梶本たけお後援会	山口市仁保下郷543の4	梶本 孟生	平成18、5、18
安光 軍次	"	安光軍次後援会	" 秋穂東4169	安光 軍次	" " 15

平成十八年六月十六日印刷
平成十八年六月十六日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）